

Jリーグ表彰規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第84条に基づき、Jリーグにおけるチーム、選手、監督、コーチおよび審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関し定める。

第2条〔年間表彰〕

- (1) J1リーグ戦における年間順位より、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 300,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）、日本サッカー協会会長杯、メダル、チャンピオンフラッグ
 - ② 2位：賞金 120,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
 - ③ 3位：賞金 60,000,000円
- (2) J2リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 20,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）
 - ② 2位：賞金 10,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
 - ③ 3位：賞金 5,000,000円
- (3) J3リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 5,000,000円、Jリーグ杯
 - ② 2位：賞金 2,500,000円

第3条〔フェアプレー賞（高円宮杯）〕

- (1) J1リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。
- (2) J1リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイントが少ない上位3チームに対しそれぞれ金5,000,000円の賞金を授与する。
- (3) J2リーグ戦における反則ポイントの年間合計数42ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイント数最少チームに対し金2,500,000円の賞金を授与する。
- (4) J3リーグ戦における反則ポイントの年間合計数32ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイント数最少チームに対し金1,000,000円の賞金を授与する。
- (5) 前4項にいう反則ポイントの計算は、Jリーグ規約第158条に定める計算方法に基づいて行う。
- (6) 第2項に定める反則ポイントが少ない上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、上位のチームから順に金5,000,000円ずつ配分するものとする。ただし、上位から数えたチーム数の合計が4以上となる順位のチームについては、賞金額の残額を同順位

のチームで均等配分する。

- (7) 第3項および第4項に定める反則ポイント数最少チームが複数ある場合、該当賞金を均等配分する。

第4条〔個人表彰〕

- (1) J1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、賞金または賞品を授与する。

- ① 最優秀選手賞：賞金 2,000,000 円、記念品
- ② 優秀選手賞：メダル
- ③ ベストイレブン：賞金 1,000,000 円、記念品
- ④ 得点王：賞金 1,000,000 円、記念品
- ⑤ 最優秀ゴール賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑥ ベストヤングプレーヤー賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑦ フェアプレー個人賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑧ 最優秀監督賞：賞金 1,000,000 円、記念品
- ⑨ 最優秀主審賞：記念品
- ⑩ 最優秀副審賞：記念品

- (2) J2リーグ戦における最多得点者に記念品等を授与する。

- (3) J3リーグ戦における最多得点者に記念品等を授与する。

- (4) 前3項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。

- (5) 選手および審判員に対し、リーグ戦通算出場記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

第5条〔リーグカップ表彰〕

- (1) リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 優勝：賞金 150,000,000 円、Jリーグカップ、メダル
- ② 2位：賞金 50,000,000 円、楯、メダル
- ③ 3位：1チームにつき賞金 20,000,000 円、楯

- (2) リーグカップ戦における最優秀選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

第6条〔功労者表彰〕

- (1) Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。

- (2) 前項の表彰を受ける者は、クラブから推薦された者の中からチェアマンが推薦し、理事会が決定する。

第7条〔Jリーグベストピッチ賞〕

- (1) J1、J2およびJ3リーグ戦におけるホームゲームの2分の1以上を開催したJクラブのホームスタジアムの内、ピッチが最も優秀と認められたスタジアムに対して、記念品を授与する。

- (2) 前項の受賞スタジアムはマッチコミッショナーの評価を基に、チェアマンが決定する。

第8条〔最優秀育成クラブ賞〕

- (1) Jクラブにおける選手育成の実績と、選手育成に携わる指導者の功績を讃え、記念品を授与する。
- (2) 前項の表彰を受けるものは、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。

第9条〔Jリーグアウォーズ〕

- (1) 個人表彰およびフェアプレー賞等を表彰するJリーグアウォーズは、リーグ戦終了後に行う。
- (2) Jリーグアウォーズには、次の者が出席する。
 - ① Jリーグ役員、実行委員等
 - ② 受賞対象チームの役員および選手
 - ③ 個人表彰の受賞者
 - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグ「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりJリーグが負担する。
 - ① 国外から国内および国内から国外への移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
 - ② 国内での移動にかかる交通費（Jリーグ旅費規程に基づく）
 - ③ 国内での宿泊費（Jリーグ旅費規程に基づく）。ただし、3泊分を上限とする
- (4) Jリーグアウォーズには、サッカー担当記者、マッチコミッショナー、審判関係者、オフィシャルパートナー関係者およびその他の関係者を招待する。

第10条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成26年1月21日

平成27年1月20日

平成28年1月19日

平成29年1月25日